関東農政局統計部
令和元年６月27日

関東農政局管内の集落営農

１　集落営農数

（１）全国・農政局（平成31年２月１日現在）

○　関東農政局管内（以下「関東局」という。）の集落営農数（平成31年）は1,088集落営農で、全国（１万4,949集落営農）に占める割合は７％となっています。
○　農政局等別に１都道府県当たりの集落営農数をみると、関東局は109集落営農で全国平均の約３分の１となっています。

全国・農政局等別

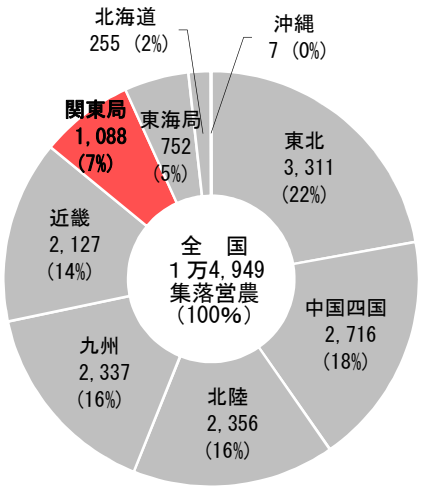

１都道府県当たり集落営農数（農政局等別）

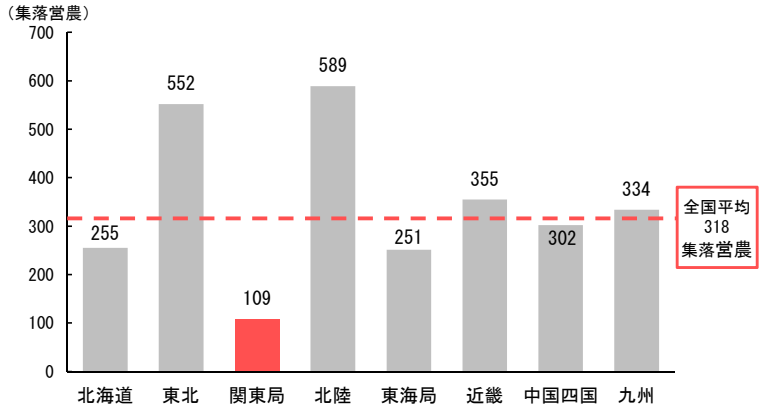

注：沖縄については、７集落営農のため掲載しない。

集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいいます。

（２）市町村別（平成30年２月１日現在）

○　関東局の集落営農は「水稲」の生産に加えて、「麦類、大豆」の生産が盛んな北関東と「そば、果樹」の生産が盛んな長野県で多くの集落営農が組織されています。

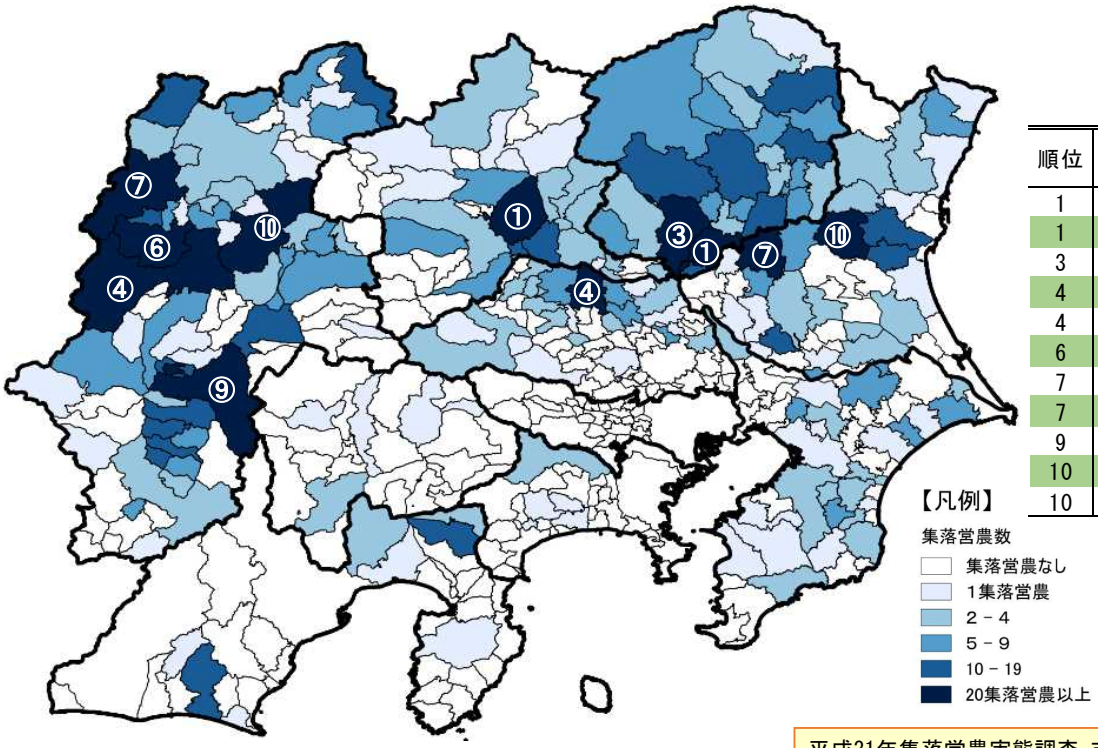

関東局上位10市町村
（平成30年２月１日現在）

順位	都県	市町村	集落営農数
1	栃木県	小山市	43
1	群馬県	前橋市	43
3	栃木県	栃木市	34
4	埼玉県	熊谷市	28
4	長野県	松本市	28
6	長野県	安曇野市	27
7	茨城県	筑西市	25
7	長野県	大町市	25
9	長野県	伊那市	24
10	茨城県	笠間市	23
10	長野県	上田市	23

平成31年集落営農実態調査　市町村別統計は令和元年10月公表予定です。

1　集落営農数（続き）

（３）集落営農数及び法人化率の推移

（ア）関東局

○　従来の集落営農は、農地の利用調整、農業機械の共同利用を主な目的として組織されてきましたが、平成19年の水田・畑作経営所得安定対策の導入、平成23年より本格実施となった経営所得安定対策により、戦略作物（麦類、大豆、そば）の生産・販売を中心とした集落営農が組織され、近年は約1,100集落営農で推移しています。
　なお、法人化率は、平成17年の8.2%から施策の推進もあり上昇傾向で推移し平成31年は33.6%となっています。

集落営農数及び法人化率の推移（関東局）

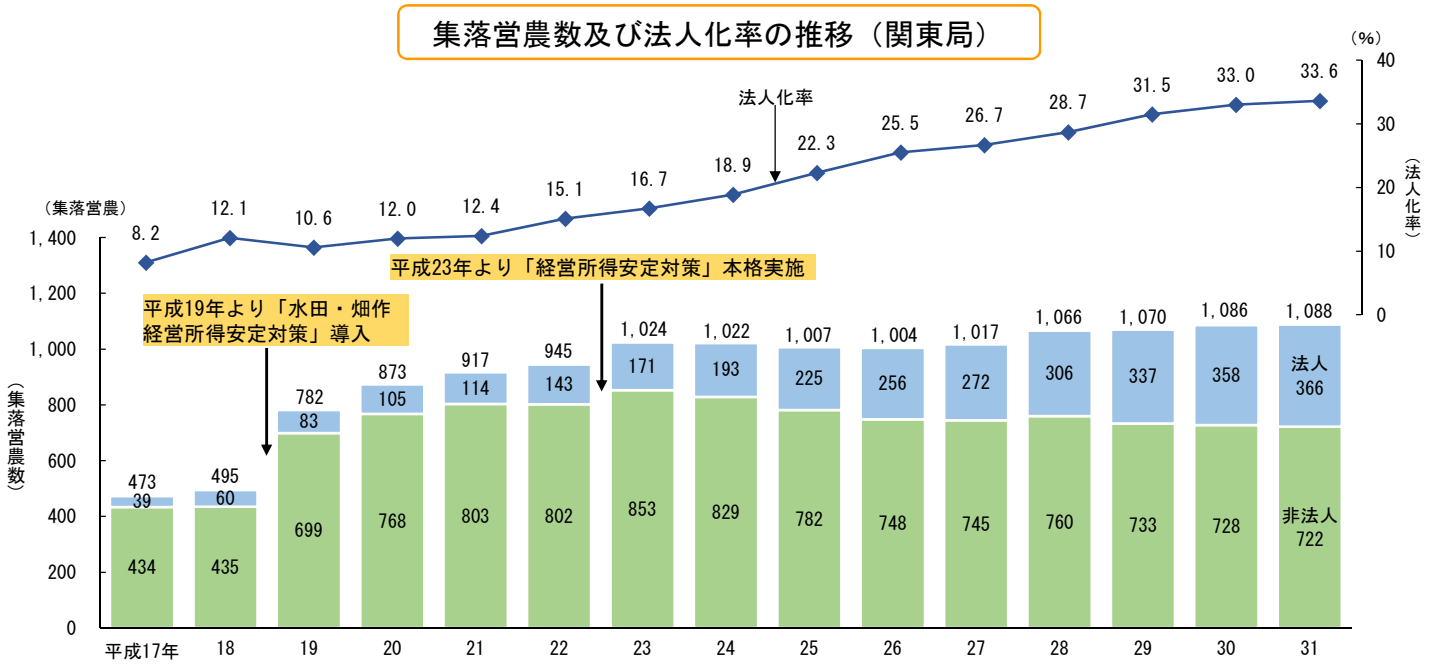

注：平成18年までは5月1日現在、平成19年以降は2月1日現在の結果である。

（イ）県別

○　平成31年の集落営農数をみると、長野県が373集落営農で最も多く、次いで栃木県が240集落営農、茨城県が147集落営農となっています。
○　法人化率をみると、法人化計画を有する集落営農を中心に法人化が進んだことにより、各県とも上昇傾向で推移しています。特に群馬県はＪＡを核として集落営農が組織されたことから80.2%（平成31年）と最も高くなっています。

集落営農数及び法人化率の推移（県別）

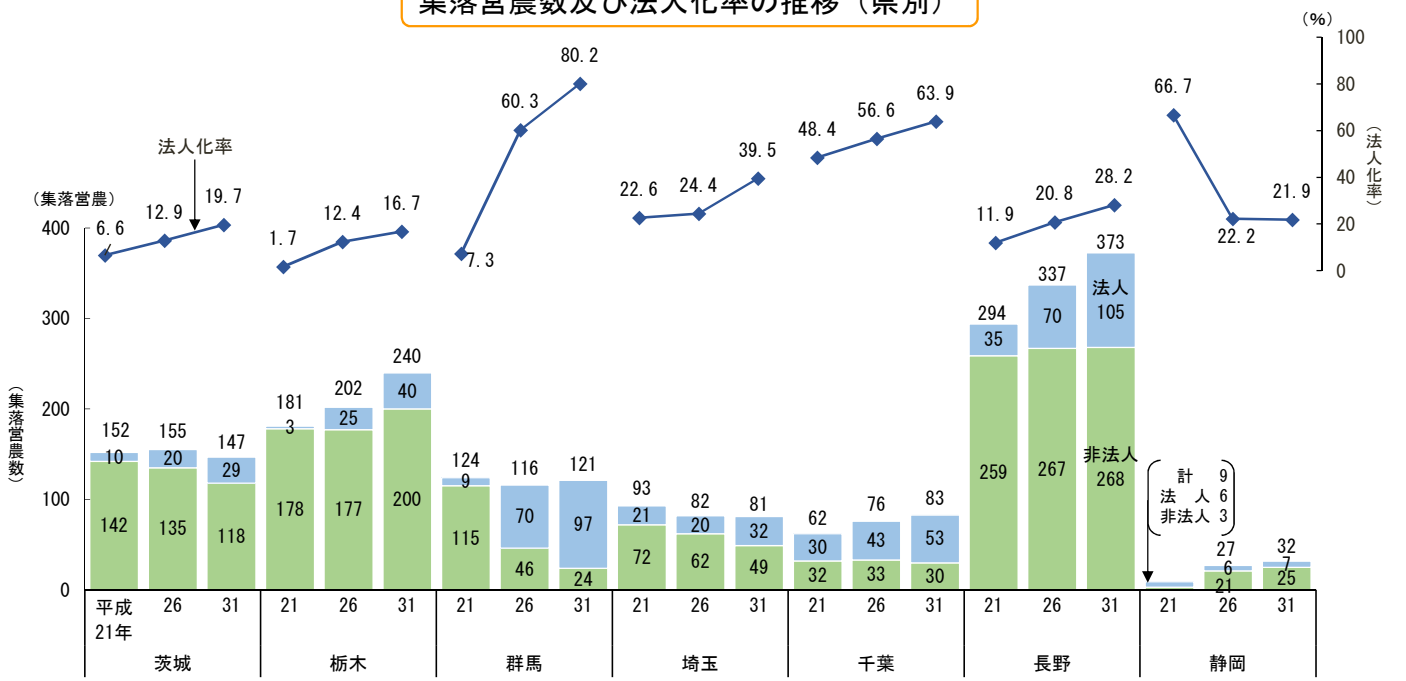

注：本グラフは集落営農数が10集落営農以上ある都県を掲載している（以下同じ。）。

2　現況集積面積の推移

（１）関東局

○　関東局の全集落営農の現況集積面積は、平成17年は２万haでしたが、集落営農数の増加に従い現況集積面積も増加し、近年は約４万ha台で推移しています。
　１組織当たり現況集積面積は平成21年以降減少傾向で推移しましたが、31年は増加に転じています。

集落営農の現況集積面積と１組織当たりの現況集積面積の推移（関東局）

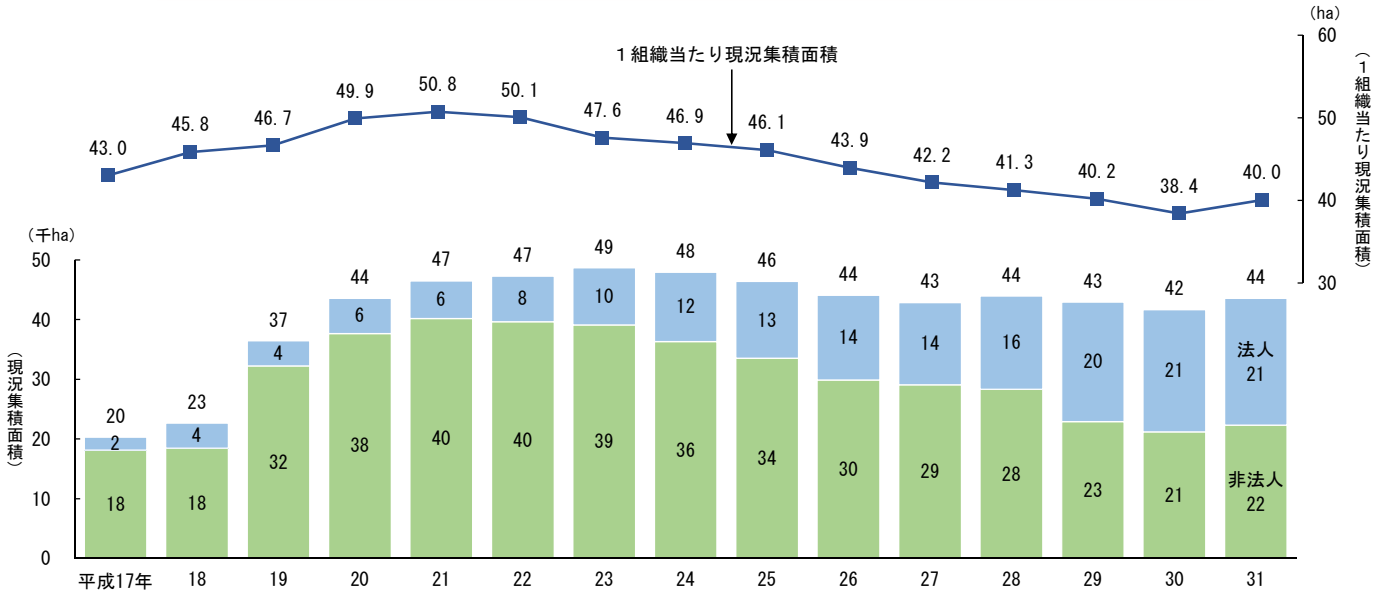

注：１　平成17年から21年までの法人・非法人別の数値は、組替集計により算出した。
　　２　グラフ上の数値については、表示単位未満の数値を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

（２）県別

○　現況集積面積を県別にみると、集落営農数が多い長野県が最も多く、次いで栃木県、茨城県の順となっています。長野県では、農業経営基盤強化促進法に基づく組織（農地の利用調整のみを行う集落営農）の解散により大きく減少しています。

集落営農の現況集積面積と１組織当たりの現況集積面積の推移（県別）

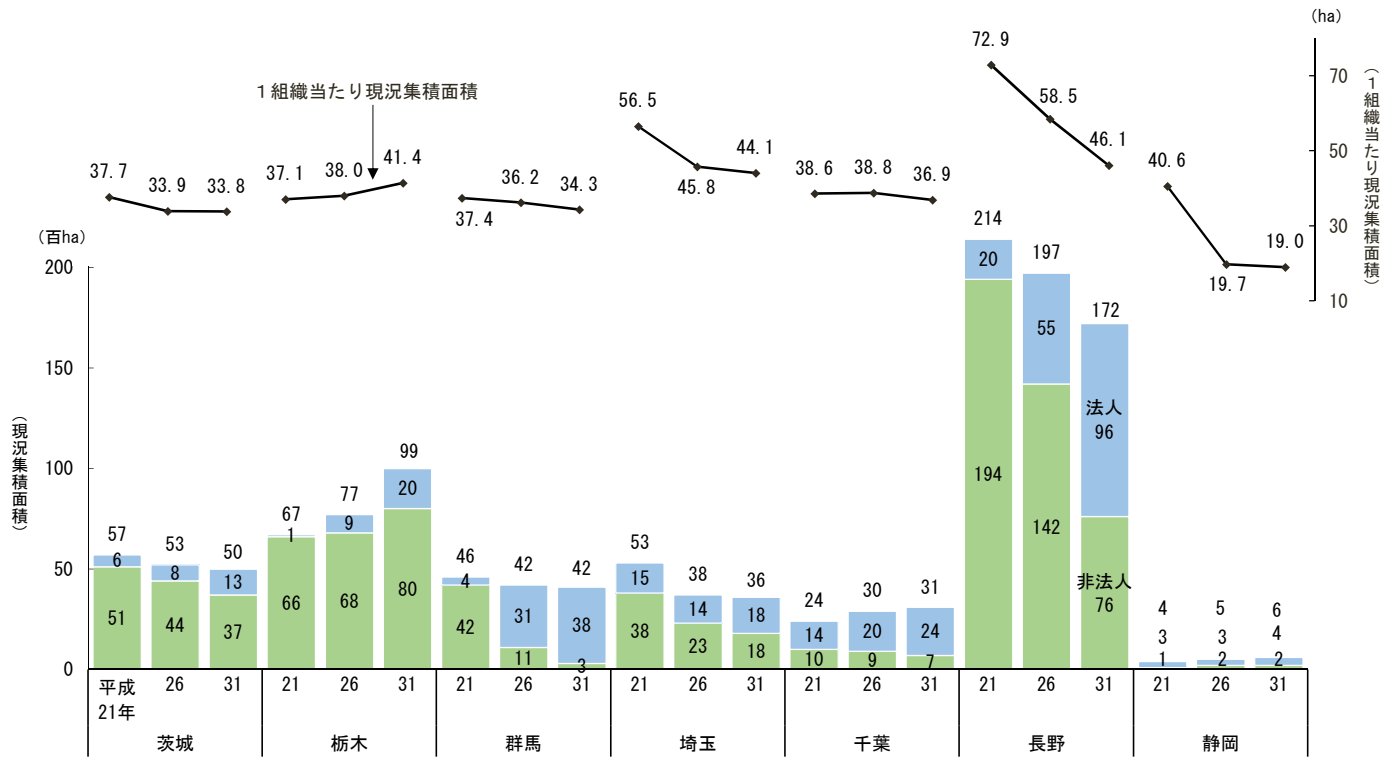

3　集落営農の活動内容（平成31年２月１日現在）

（１）法人経営、非法人経営別

○　集落営農の活動内容別集落営農数割合を法人経営・非法人経営別にみると、「水稲・陸稲を生産・販売」、「麦、大豆を生産・販売」及び「防除・収穫等の農作業受託を行う」は、法人経営の取組割合が非法人経営を大きく上回っています。

法人経営、非法人経営別の活動内容別集落営農数割合（関東局）

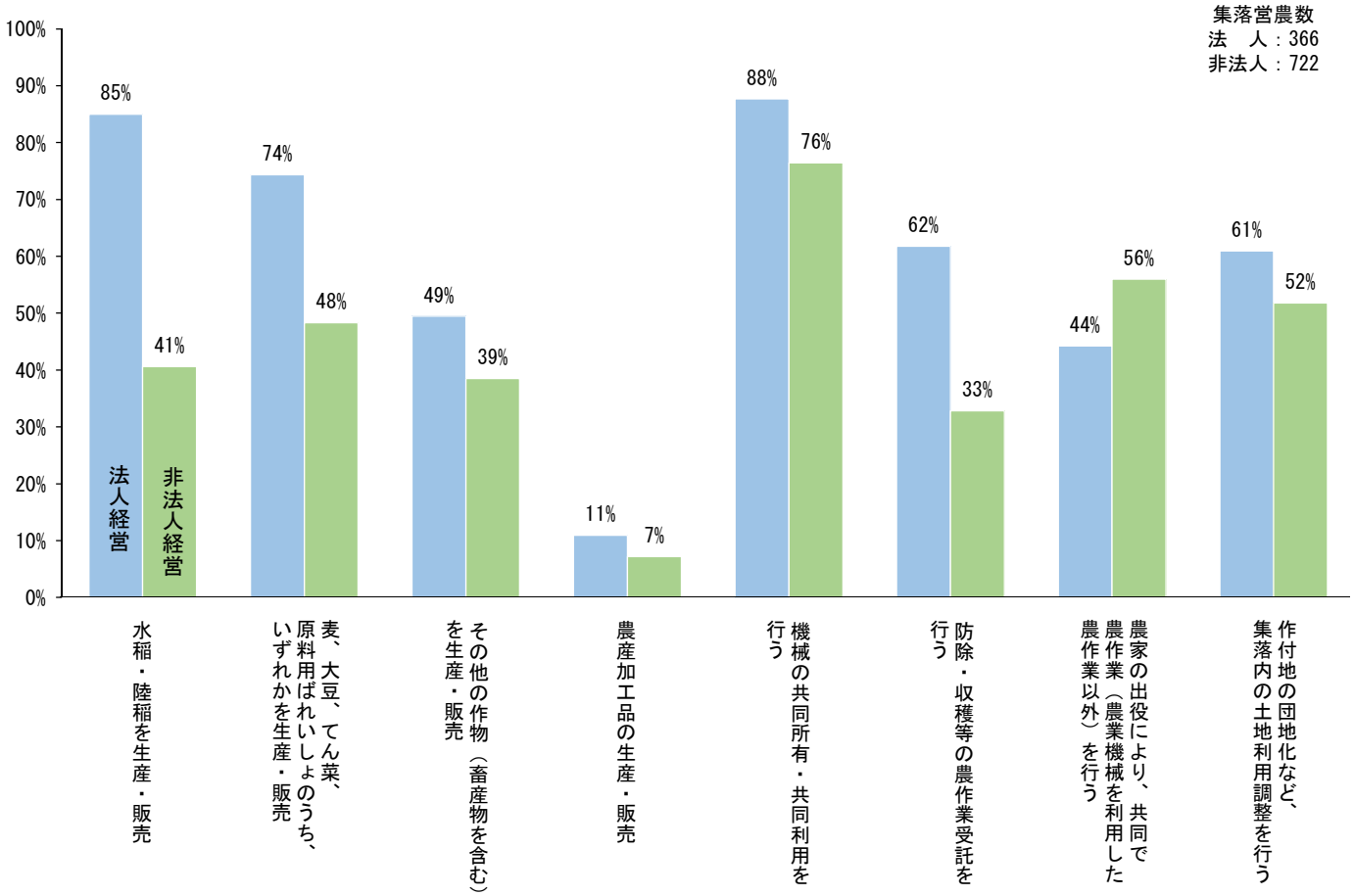

（２）活動内容の特化係数

集落営農数の活動内容の特化係数（県別）

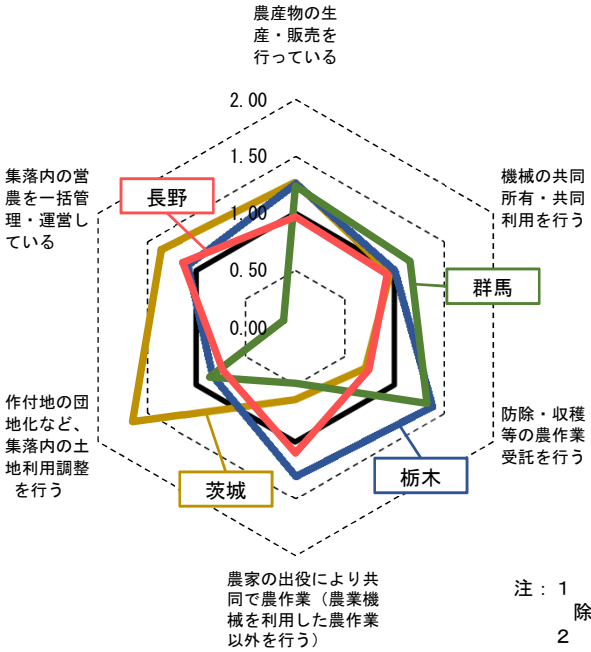

単位：集落営農

区分		集落営農数	農産物の生産・販売を行っている	機械の共同所有・共同利用を行う	防除・収穫等の農作業受託を行う	農家の出役により、共同で農作業（農業機械を利用した農作業以外を行う）	作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行う	集落内の営農を一括管理・運営している
全国	実数	14,949	11,599	12,054	6,573	7,574	8,498	4,191
	構成比	100.0	77.6	80.6	44.0	50.7	56.8	28.0
	特化係数	－	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00
茨城	実数	147	145	114	46	47	138	56
	構成比（%）	100.0	98.6	77.6	31.3	32.0	93.9	38.1
	特化係数	－	1.27	0.96	0.71	0.63	1.65	1.36
栃木	実数	240	234	194	146	158	115	73
	構成比（%）	100.0	97.5	80.8	60.8	65.8	47.9	30.4
	特化係数	－	1.26	1.00	1.38	1.30	0.84	1.09
群馬	実数	121	116	113	71	30	60	4
	構成比（%）	100.0	95.9	93.4	58.7	24.8	49.6	3.3
	特化係数	－	1.24	1.16	1.33	0.49	0.87	0.12
長野	実数	373	282	281	121	208	157	119
	構成比（%）	100.0	75.6	75.3	32.4	55.8	42.1	31.9
	特化係数	－	0.97	0.93	0.74	1.10	0.74	1.14

注：１　集落営農数の活動内容の特化係数とは、県別活動内容別の構成比を全国活動内容別の構成比で除し算出しています。
２　「1.0」を越えるほど、その活動内容が特化しています。
３　本グラフは集落営農数が100集落営農以上ある都県を掲載している。

利用にあたって

1　この資料は、農林水産省統計部が実施している「集落営農実態調査」を基に作成したものです。

2　関東農政局管内
　関東農政局管内とは、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県の10都県です。

3　集落営農実態調査の概要
(1)　調査の目的
　集落営農について、全国統一的な基準により集落営農の数及び取組状況等を把握し、集落営農の育成・確保等に係る施策の企画・評価等に必要な資料を整備することを目的としています。
(2)　調査の対象
　全国の市区町村（調査実施時点における最新の農林業センサスにおいて、耕地の存在が認められなかった市区町村を除く。）を対象としています。
(3)　用語の解説
ア　本調査における「集落営農」とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農をいう。ただし、次に該当する取組のみを行う組織は、集落営農組織には含まないこととする。
(ｱ)　農業用機械の所有のみを共同で行う取組
(ｲ)　栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組
イ　現況集積面積とは、次の経営耕地面積及び農作業受託面積を合計したものである。
(ｱ)　経営耕地面積
　集落営農が現在経営する耕地をいい、自己所有地に借地を加えたものをいう。
　なお、集落営農が関わっている面積全体を把握する必要があるため、農地の利用調整など集落営農が経営する耕地に該当しない面積についてもこれに含める。
(ｲ)　農作業受託面積
　集落営農が農作業受託した実面積をいい、部分作業受託を行った場合も含む。

4　この統計調査結果の詳細は、農林水産省又は関東農政局ホームページ中の「統計情報」で御覧いただけます。
農林水産省ホームページ ＞ 統計情報 【 http://www.maff.go.jp/j/tokei/ 】
関東農政局ホームページ ＞ 統計情報 【 http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/ 】

5　この資料に関するお問合せは、下記までお願いします。
関東農政局　統計部　統計企画課　TEL:048-740-0058（直通）　FAX:048-740-0086
経営・構造統計課　TEL:048-740-0586（直通）

農林業センサス

令和2年２月１日現在で、2020年農林業センサスを実施します。
○農林業経営体調査（令和元年12月中旬～令和2年２月末）
○農山村地域調査（令和元年12月上旬～令和２年2月末）
円滑な調査の実施に向けて、ご協力をお願いします。
また、調査票はオンラインによる回答も可能です。
農林業センサスホームページＵＲＬ：http://www.maff.go.jp/j/tokei/census/afc

農林業センサスに関するお問合せ先は
連絡先：農林水産省　大臣官房統計部　経営・構造統計課
センサス統計室　農林業センサス統計第１、２班
電　話：03-3502-5648（農林業経営体調査について）
：03-6744-2256（農山村地域調査について）
FAX　：03-5511-7282